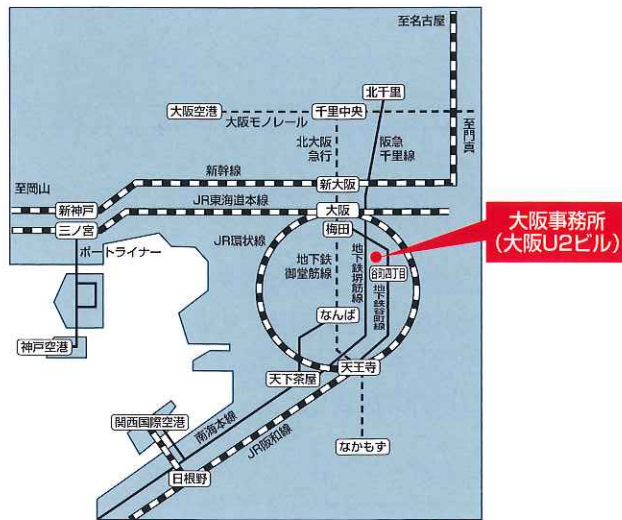


■■■■ 建築確認評定センターへのご案内 ■■■■

■ 交通のご案内



【大阪事務所周辺地図】



● アクセス

- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅(③,④番出口)より徒歩5分
- ・地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅(⑫,⑬番出口)より徒歩7分

一般財団法人
GBRC 日本建築総合試験所

建築確認評定センター

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-4-7
大阪U2ビル 5F

【建築確認検査課】

TEL : 06-6966-7565
FAX : 06-6966-7680

【性能評定課】

TEL : 06-6966-7600
FAX : 06-6966-7680



2017.4.500

<http://www.gbrc.or.jp>

建築確認評定センター 建築確認検査課

■ 建築基準法

- ・ 建築確認
- ・ 中間検査
- ・ 完了検査
- ・ 仮使用認定

■ 建築物省エネ法

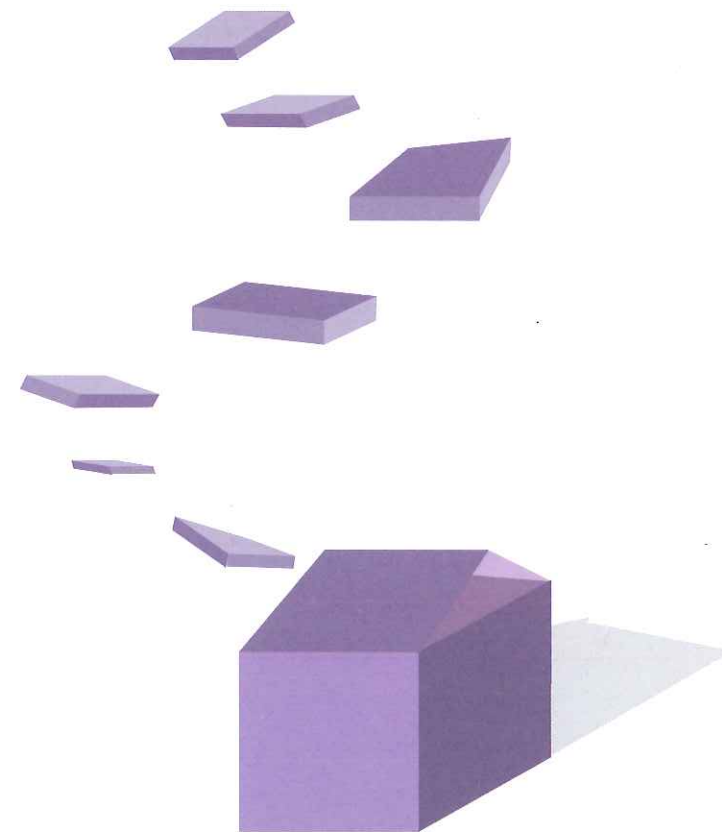
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定
- ・ 建築物省エネ性能向上計画認定、表示制度に係る技術的審査
- ・ 建築物の省エネ性能の表示に基づく評価

■ 品確法

- ・ 設計住宅性能評価
- ・ 建設住宅性能評価

■ 住宅・省エネ関連業務

- ・ フラット35の適合証明
- ・ 低炭素建築物等計画に係る技術的審査
- ・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・ 防災省エネまちづくり緊急促進事業に係る技術評価



一般財団法人

日本建築総合試験所

延べ面積が2,000㎡を超える

高さが31mを超える

大臣認定を取得する（超高層・免震、避難耐火性能、建築物省エネ法等）

防災計画評定を取得する

省エネ適合性判定の対象となる新築の

建築物は、GBRCへ

GBRCの ワンフロア・ワンストップサービス ▶▶▶ 3つのメリット



GBRCでは、超高層・免震建築物等の性能評価および防災計画評定から建築確認検査、住宅性能評価、省エネ適判など、建築物に関する様々な技術審査・評価・検査をワンフロアでワンストップサービスとして提供します。

1 窓口が1つ

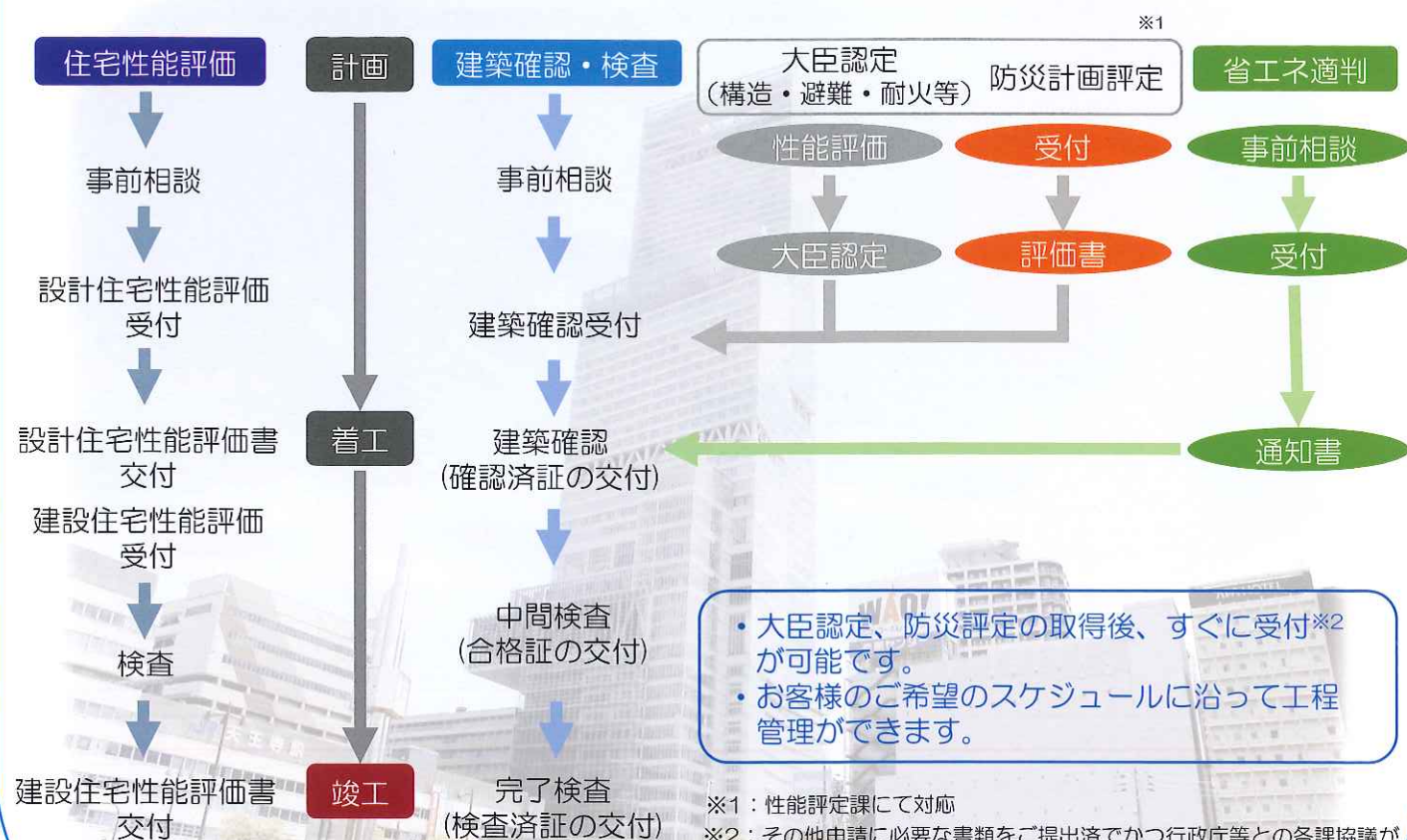
複雑な手続きが一箇所で

2 幅広いメニュー

建築物に関する申請に幅広く対応

3 セット割引

建築確認と省エネ適判の一括申請で、おトク



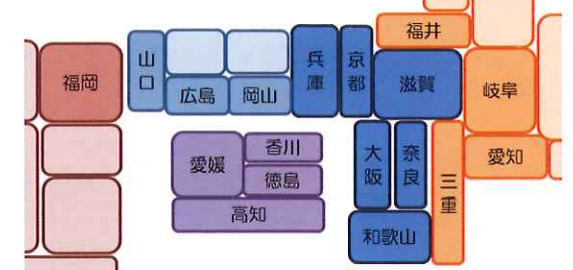
※1：性能評定課にて対応
※2：その他申請に必要な書類をご提出済でかつ行政庁等との各課協議が完了している場合

GBRCは、下記機関として国土交通大臣から指定または、登録されています。
・建築基準法に基づく指定確認検査機関(国土交通大臣第4号) 指定
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関(国土交通大臣11) 登録
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣10) 登録

■ 建築確認・検査 (建築基準法に基づく業務)

- ・建築確認、中間検査、完了検査
- ・仮使用認定
- ・建築基準法第6条の3第1項
ただし書きの規定による審査（ルート2審査）

【業務区域は18府県の全域】



■ 住宅性能評価 (住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく業務)

住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める住宅性能表示制度の評価方法基準に基づき、共同住宅等についての設計評価及び現場検査を行い、設計住宅性能評価書、新築住宅及び既存住宅の建設住宅性能評価書を交付します。



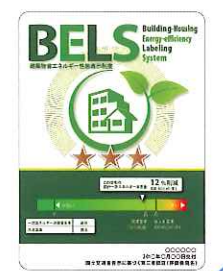
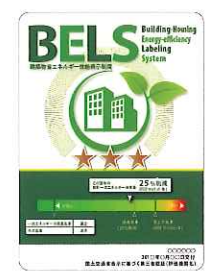
■ 省エネ適判他 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく業務)

NEW
・建築物エネルギー消費性能適合性判定
延べ面積2000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には省エネ基準に適合する必要があります。省エネ基準への適合についての判定を行います。

・建築物省エネ性能向上計画認定、表示制度に係る技術的審査
所管行政庁が行う建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に基づく認定又は第36条に基づく認定を支援するため、当該計画にかかる技術的審査を行い、適合証を交付します。



・建築物の省エネ性能の表示 (BELS) に基づく評価
全ての建築物を対象とした省エネルギー性能等に関する評価・表示に関する審査を行います。



■ 住宅・省エネ関連業務

・フラット35の適合証明
住宅金融支援機構の証券化支援事業に係る業務(フラット35)の技術基準に適合していることを審査し、適合証明書を交付します。

・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
所管行政庁への認定申請に先立ち、認定基準の区分について技術的審査を行い、適合証を交付します。

・防災省エネまちづくり緊急促進事業に係る技術評価
当該補助事業の対象となる共同住宅の仕様等に係る技術評価を行い、技術評価書を交付します。

